

卓越大学院プログラム 令和4年度プログラム実施状況報告書

採択年度	令和元年度	整理番号	1905
機関名	東京大学	全体責任者（学長）	藤井 輝夫
プログラム責任者	山本 隆司	プログラムコーディネーター	田村 善之
プログラム名称	先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム		

<プログラム進捗状況概要>

1. プログラムの目的・大学の改革構想

ビジネス上の課題とその対策の影響は完全に予測しがたいところがあり、多元的な利害が関わるために一義的な解決に到達することも困難である。これに対して法学は他の諸科学にはない「法的思考様式」という特徴、すなわち、法概念を駆使した包摂モデル(後述)と、自由・正義・平等を基盤とする法学固有の倫理による正当化を通じて、隣接諸科学により得られる暫定的な解について人々の納得を獲得し、それを制度として確立し運用していく思考様式を有している。本プログラムは、こうした法学固有の意義に着目して、法学主導による学際的融合であるビジネスローという学問的手法を打ち立てるとともに、その担い手となる学際的な研究者・実務家を輩出することを目的とする。(調書P.5)

本プログラムは、法学主導による学際的融合に基づく人材養成を実現することを目指す。法学には、ビジネスの領域における解決困難な課題に対して、単に目的手段思考モデル(=手段による目的の達成度を問題とするモデル)ではなく、法概念による包摂モデル(=概念に当てはまるか否かを問題とするモデル)により解決を探るといった他の諸科学にはない特徴がある。(調書P.7)

大学院改革は、「東京大学ビジョン2020」のもとで進めている東京大学改革において最重要の施策と位置づけ、新たな価値創造に挑む「知のプロフェッショナル」の育成を掲げている。現在、社会は知識集約型へと急速かつ不連続な転換がおきつつある。このような社会の大きな変革を自ら主導する人材を育成する場として大学院システムの改革と強化が急務である。特に、AI・数理・データサイエンス、バイオテクノロジー、光・量子分野などの我が国の優位性を最大限活かして世界を先導していくことが期待される領域や、社会課題解決のための多様なネットワーク構築、国際的なルール整備など領域横断・文理融合によりグローバルな貢献が期待される領域で活躍しうる、高度な博士人材を質量ともに着実に育成する大学院システムを遅滞なく整備構築する必要がある。そこで、右図に示す6つを最優先領域として、新たな学位プログラムを創設することとした。本申請プログラムは、その1つであり、「東京大学ビジョン2020」のもとで、整備を進めている「国際卓越大学院(WINGS: World-leading Innovative Graduate Study)」による東京大学の大学院教育改革を牽引し加速させるために不可欠な事業である。(調書P.15)

大学院システムの課題と大学全体の中長期的な改革構想における戦略的な位置づけ

今、世界の経済・社会・産業はこれまで経験したことのない速さで変化しており、我が国では特に、2025年問題(団塊世代の後期高齢者化)を乗り越え

るために、社会の諸基盤の抜本的な改革が急務である。この変化の要因となっているデジタル革命は第4次産業革命ともいわれ、産業構造の大きな転換を余儀なくし、人類社会の持続と発展に向けての活動基盤や市場の仕組み、さらには社会システムを支える価値の本質的な転換を避けて通ることはできない状況にある。社会のあるべき長期ビジョンとして提起されたSociety 5.0は、デジタル化のメリットを最大限に活用した「インクルーシブな社会」であり、その構築の過程で、価値創出の基礎が資本から知識や情報へシフトするとされている。この転換は、これまでの経済社会の成長のような、連続的なものではなく、旧来の資本集約的な社会から知識集約型社会への不連続な転換という形をとる。その転換を先導し、新たな価値を具現化し実装しうる人材が「知のプロフェッショナル」であり、彼/彼女らこそがよりよい人類社会を選び取るための牽引役となるのである。大学は、そのようなグローバルに貢献しうる高度人材を育成する場であると同時に、知識集約型社会の姿を他に先がけて示す場とならねばならない。優秀な高度博士人材は、知識集約型社会における最も重要な社会資本であり、その育成強化は未来に向けた最重要な先行投資である。東京大学では、この転換を見据えた上で大学の新たな役割をしっかりと果たすべく、果敢に改革を進めている。本補助事業は、その中で最重要と位置づけている大学院改革を加速するために不可欠であるだけでなく、この改革を日本全体の大学院教育改革につなげ、日本が世界に先がけて、知識集約型社会への転換を果たし、日本の国際的求心力を格段に向上させるためにも大変重要である。

第30代東京大学総長の就任（平成27年4月）に伴い策定した「東京大学ビジョン2020」（同年10月策定）では、人類社会における共通課題の解決に貢献し新たな知を創造する「知のプロフェッショナル」人材の育成を最重要事項として掲げている。平成28年に開始した最優秀層の学生を対象とした修博一貫学位プログラム「国際卓越大学院（WINGS）」は、そのための具体的な施策であり、第3期中期目標・中期計画の「戦略性が高く意欲的な目標・計画」において主要な位置を占め、本学の指定国立大学法人構想（平成29年6月指定）でも明記されている。（調査P.19）

2. プログラムの進捗状況

本プログラムの目的は、ビジネスローという観点から法学主導で文理融合、文系内融合を図り、課題克服のための制度を構築し、政策形成過程のなかで実際に具体化する人材を育成するというものである。本年度は、昨年度までに本プログラムの基盤を構築するために整備したハード、ソフトを活用し、本プログラムの教育を円滑に遂行するために、さらなる拡充を図った。

具体的には、ハード面では、本プログラムの目的に則した事務室、研究室を維持するとともに、本プログラムのために必要となる図書、雑誌、データベースの整備を継続した。

ソフト面では、必須科目である基礎セミナー、発展セミナーを中心としつつ、拡充した連携先機関を活用し、さらに連携外からの講師も招聘することで、多数のシンポジウム、講演会、研究会を挙行了。さらに、修士課程に対するRA採択制度、博士課程に対する奨励金給付制度を継続するとともに、国内外の学会やシンポジウムへの参加を奨励した。これらの施策の結果、登録学生は引き続き多数の論文を公刊することに成功した。

そのうえで、本拠点の教育手法の普及を図るため、最も基礎となる判民型の判例評釈手法に関する論文「判例評釈の手法－「判民型」判例評釈の意義とその効用－」法曹時報74巻5号を公にしたほか、将来的に優秀な人材を本プログラムに誘うために教養課程に先端ビジネスローに関するオムニバス授業を展開するとともに、その内容を『まだ、法学を知らない君へ：未来をひらく13講』（有斐閣）と題する書籍として刊行するなど、本プログラムの普及に努めた。

【令和4年度実績：大学院教育全体の改革への取組状況】

・本事業を通じた大学院教育全体の改革への取組状況及び次年度以降の見通しについて

【教育手法の整備】本プログラムは、指定科目という形でビジネスローに関わる科目を特定するとともに、登録学生の必須科目として、基礎セミナー（修士課程）と発展セミナー（博士課程）を用意し、そこにおいて法学固有の方法論に焦点を当てたアプローチを体系的に示すことで、従来は指導教員や環境にたまたま恵まれていた者だけが苦勞して得ていたノウハウの体系的な修得を容易にし、登録学生が自己の問題関心に従って教育科目を選択し、自身の論文の執筆につなげることを可能としている。

具体的には、下記のような順序で、「法学」という手法を体系的に伝授しつつ、100年を超える日本の法学の発展の歴史のなかで、学際的なものも含

めて、節目となった論争をトピックとして紹介し(※は副次的にとりあげるトピックである)、それらが本プログラムが示す「法学」全体の構想のなかでどこに位置付けられるのかということを示すことで、登録学生に将来にわたって応用可能な方法論を修得させることを企図している。管見の限り、この種の体系的な法学教育手法は従来にないものであり、本プログラムの最大の特徴である。こうした教育手法は詳細なレジメと参考文献という形でマニュアル化が図られており、さらに最も基本となる判例評釈の手法については、詳細な論文の形で世にそのノウハウを公表し、社会的な普及を図った(田村善之「判例評釈の手法―「判民型」判例評釈の意義とその効用―」法曹時報74巻5号1～71頁(2022年))

① 判例評釈(事例分析)の方法論からスタート

東京大学法学政治学研究科固有の伝統的な手法である

「判民型」を伝授する＝漸進的試行錯誤の出発点

※ 民商型vs. 判民型

② 判例の総合研究の方法論につなげる

事例の集積による漸進的試行錯誤の積み重ね⇒規範形成への道程

※ 第一次法解釈論争 裁判の予見可能性としての法律学(川島)

③ 比較法研究の意義を探る

博士論文の基本型を伝授

※ 系譜的比較法と機能的比較法(制度論)の区別

※ 第二次法解釈論争 利益衡(考)量論(星野) vs. 議論論(平井)

※ 解釈論と立法論の区別 integrityとしての法(ドゥオーキン)

④市場と法の役割分担の視点の導入

市場と法の役割分担＝法が介入する分岐点を探る

※ 法と経済学の意義

⑤ 制度間の役割分担の視点の導入

立法・行政・司法の役割分担＝法が介入するとした場合にどこで判断するか、判断能力、正統性、政策形成過程のバイアス問題等を加味し、適切な役割分担とそれを実現する規範を探究

※ 行政過程論(塩野)

※ 少数派バイアス(政治経済学(集合行為論)からの示唆)

※ メタファー論(認知言語学からの示唆)

※ 内的視点の獲得(ハート)

⑥ 正義論による矯正

以上の分析によって得られた暫定的な解を正義論の観点から矯正すべきか否かを検討

※ ロック、カント、ヘーゲル、ロールズ

【大学院改革のための具体的取組】本プログラムが培った法学主導の学際的融合の教育手法のグッド・プラクティスは組織的に学内で共有されている。

総長の下に設置され、副学長が座長を務める大学院教育検討会議は、全研究科の教員(副研究科長等)と、そして、本学が平成28年から実施している国際卓越大学院(WINGS)20拠点で構成されている。この場においてWINGSのなかから卓越大学院(WISE)に選定された本プログラム他3拠点はそのグッド・プラクティスの共有を図っている。

くわえて、本プログラムでは連携先を中心に他専攻等との共同企画によりグッド・プラクティスの伝達に努めている。工学系研究科と共催シンポジウム(授業の一環として実施)を共同して企画したり、経済学研究科、工学系研究科、医学系研究科から先端ビジネスロー講演会(授業の一環)や発展セミナー(医事法編)に講師を招いている。また、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の次世代研究者挑戦的研究プログラムに採択された「グリ

「トランスフォーメーション(GX)を先導する高度人材育成」プロジェクト(SPRING GX)からも学生を受け入れている。また、文理を問わず教養課程の学生一般に先端ビジネスローの魅力を伝授するために、先端ビジネスローを含む法学の奥深さ・幅広さと先端性を伝える教育科目を提供し(令和4年度科目名「現代と法」)、令和3年度の授業内容を『まだ、法学を知らない君へ』(2022年・有斐閣)として出版することで、高校生・教養課程学生・他分野専門家・一般社会に向けて、本プログラムを中心とした法学の魅力と重要性を分かりやすく伝えることを企図している。

さらに、学内外に本プログラムのグッド・プラクティスを波及するために、先端ビジネスローの実務的な課題を取り扱う先端ビジネスロー講演会を本プログラムの外部からも受講可能としている(令和4年度開催回数5件)。オンライン専用あるいは併用としており、毎回一般より20~400名の参加申込みがある(過去最多は405名の申込みで270名が参加)。

こうして本プログラムが広く認知されるに連れて、連携先以外にも本プログラムに対するニーズが生まれてきているのかを探るため、令和2年度秋学期から、連携先外であっても関連性が強くニーズが見込まれる専攻等からも登録学生を受け付ける制度を開始し、ニーズの掘り起こしに努めている(令和4年度時点での連携先専攻等からの登録学生2名、連携先専攻等以外の専攻等からの登録学生3名)。

特に、本プログラムの基幹分野である知的財産・情報制度を中心に学内連携が進んでおり、第一に、技術系の知的財産に関して、工学系研究科の渡部俊也教授がリーダーを務める未来ビジョン研究センター知的財産権とイノベーション研究ユニットの間では、共同研究を実施しており、その成果を毎年度、共催シンポジウム(本プログラムの授業の一環)として実施したり、また、文化系の知的財産・情報制度に関して、学際情報学府の山口いつこ教授、酒井麻千子准教授と本プログラムの担当者、コーディネーターとが情報通信の分野で互いに教育科目を提供したり、知的財産法研究会で共同研究を遂行するなど関係を密にしはじめている。こうした関係を基盤として、令和5年度は、国際的な知的財産権の学会であるATRIP(International Association for the Advancement of Teaching and Research in Intellectual Property)の年次総会を7月に、本プログラムと上記未来ビジョン研究センター知的財産権とイノベーション研究ユニットが共催で開催するなど、今後の発展が見込まれる。